

## ○さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴規程

平成22年10月1日

緑区選挙管理委員会告示第36号

### (趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市区選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第58号）第9条に規定する委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴申請書（様式第1号）により、傍聴しようとする会議の開会時刻の10分前までに、さいたま市緑区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に傍聴を申請して、許可を受けなければならない。

2 委員長は、前項の規定により傍聴を許可したときは、さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴券（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

### (傍聴人の定員)

第3条 傍聴をすることができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、5人とする。

2 委員長は、前条第1項の規定による申請が前項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定して、傍聴を許可するものとする。

3 前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者で、委員長が必要と認めるものには、傍聴を許可することができる。

### (会議の傍聴をすることができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、腕章その他示威行為に利用する物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帶びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音又は光を発生する機器は、電源を切り、使用しないこと。
- (4) 鉢巻き又は腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げることのほか、発言、騒ぎ又は議事の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、会議の場所において、写真撮影、録画、録音、通信等を行ってはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第6条 委員長は、委員会があらかじめ会議を非公開とする決定をしたときは、傍聴を許可しない。

2 傍聴人は、委員会が会議を非公開とする決定をしたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、この告示に違反した傍聴人に対して、退場を命じることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

受付番号 \_\_\_\_\_

さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴申請書

年 月 日

(あて先) さいたま市緑区選挙管理委員会委員長

第 \_\_\_\_\_回委員会の傍聴を申請します。

なお、傍聴するに際しては、さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴規程を遵守します。

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

注

様式第2号（第2条関係）（表）

第 号

さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴券

さいたま市緑区選挙管理委員会委員長 団

傍聴席から退席しようとするときは、この券を係員に返却してください。

様式第2号（第2条関係）（裏）

さいたま市緑区選挙管理委員会傍聴規程（抄）

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、傍聴するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- (2) 秘語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音又は光を発生する機器は、電源を切り、使用しないこと。
- (4) 鉢巻き又は腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げることのほか、発言、騒ぎ又は議事の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、会議の場所において、写真撮影、録画、録音、通信等を行つてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。